

酪農ヘルパー事業実施
都道府県団体 各位

一般社団法人酪農ヘルパー全国協会



新型コロナウイルス感染症に係る酪農ヘルパーの対応について

新型コロナウイルス感染症については、全国で感染者が確認されている状況にあり、今後も予断を許さない状況にあります。

現時点で、酪農ヘルパーや酪農における飼養管理従事者の罹患報告はありませんが、万が一罹患した場合は、陰性となったことが確認されるまで入院等の措置が課されることから、事業継続が困難となることも想定されます。

また、酪農家が罹患した場合、経営継続のためには酪農ヘルパーの協力が必要となりますが、その際は、酪農ヘルパーの二次感染を防ぐ必要があります。新型コロナウイルスの主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染とされていることから、発生農場への出役は、濃厚接触者との接触を避けるとともに、作業機器の消毒や手洗い等の衛生管理を徹底することで可能であると考えております。

農林水産省より発出された令和 2 年 3 月 6 日付生産局長通知「畜産関係者に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」において、各地域においても対応の検討をされていると思っておりますが、下記のとおり、酪農ヘルパーにおける新型コロナウイルス感染症対応策を作成しましたので、貴団体内の酪農ヘルパー組織（利用組合）に周知をお願いするとともに、酪農家の経営継続のためにご理解ご協力をお願いいたします。

なお、実施にあたってはこれらの対応方法について最寄りの保健所等と連携して取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1. 酪農ヘルパーの対応

通常より手洗い、アルコール消毒の実施やマスクの着用等感染の機会を減らす対応を徹底するとともに、出役に際しては以下の点に注意すること。

- ①就業前に体温を計測し記録すること。
- ②発熱などかぜの症状がある場合には組合に連絡し、出役を控え自宅で待機すること。
- ③以下の場合には組合に連絡の上、保健所に問い合わせること。
 - ・体温 37.5℃以上の熱が 4 日以上継続した場合
 - ・強いだるさや息苦しさがある場合
 - ・基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、かぜの症状や 37.5℃以上の発熱、強いだるさや息苦しさが 2 日程度続く場合

- ④濃厚接触者と確定された場合には、検査結果が陰性であることが判明するまで出役しないこととし、保健所等の指示に従うこと。

2. 酪農家が新型コロナウイルスに罹患し、酪農ヘルパー出役の依頼があった場合

(1) 酪農経営内で従事者が確保できる場合

- ①酪農ヘルパーへの感染防止のため、酪農経営内のみで作業が可能な場合は、経過観察が終了するまでの間、酪農ヘルパーの出役を見合わせることをご理解いただくこと。

(2) 酪農経営内で従事者が確保できない場合

傷病時対応と同様に、罹患した酪農家への支援を最優先として取り組めるように、事前に利用酪農家の理解を得ること。

- ①搾乳作業が必要なことから酪農ヘルパーは出役するが、その際、二次感染防止のため手袋、マスクを装着するとともに、給餌や搾乳等の機械及び器具については、手で触れる箇所の消毒を実施してから使用すること。
- ②-1 出役の際、濃厚接触者以外の者で作業が可能な場合は、濃厚接触者には作業を控えていただくとともに、濃厚接触者と2 m以内の距離で対面しないこと。
- ②-2 作業量に対し作業員が不足しているなど、濃厚接触者も含めて作業をしなければならない場合は、作業を区別し同じ場所に同居しない作業体系とすること。
(例えば、ヘルパーは搾乳のみを実施し、濃厚接触者は別の作業を行う等)
- ③作業終了後、酪農ヘルパーは手洗い、消毒、うがい等を徹底するとともに、使用作業服（手袋等含む）の洗濯を実施すること。

以上